

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月16日作成)

法令名	宅地建物取引業法施行規則(昭和32年省令第12号)
根拠条項	第4条の3第1項
許認可等の種類	免許証の再交付申請
法令の定め	第4条の3 宅地建物取引業者は、免許証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、遅滞なく、その免許を受けた国土交通大臣又は都道府県知事に免許証の再交付を申請しなければならない。
審査基準	設定しない  (設定しない理由) ・審査基準が法令の定めに尽くされているため
標準処理期間	総期間 15日(注:休日は含まない。) 経由機関 — 協議機関 — 処分機関 (原則として、承認申請受付から)
処分担当課	各総合振興局及び振興局産業振興部建設指導課 (電話番号: ) 各総合振興局及び振興局建設管理部建設行政室建設指導課 (電話番号: )
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス: <a href="http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm">http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kn/ksd/shinsaki_juntou.htm</a> )